

## 船底弁及びコックの開放検査の間隔に関する改正の解説

### 1. はじめに

2025年12月付一部改正により改正されている船底弁及びコックの開放検査の間隔に関する改正について、その内容を解説する。本改正に伴い、鋼船規則B編（外国籍船舶用）が改正されている。なお、本改正は2026年1月1日から施行される。

### 2. 改正の背景

IACS統一規則Z3(Rev.8)では、船底検査における弁及びコックの開放検査が要求されている。本会は、これらの要件を鋼船規則B編に取り入れている。

IACS UR Z3(Rev.8)では、検査員が必要と認める場合を除き、定期検査間の5年において、弁及びコックの開放検査を1度行えば差し支えない旨規定されている。一方で、鋼船規則B編には、前回の船底検査時に実施し、検査員が認める場合は、省略可能である旨規定されており、URとの不整合が生じていた。

このため、IACS UR Z3(Rev.8)との整合を図るため、関連規定を改めた。

### 3. 改正の内容

検査員が必要と認める場合を除き、定期検査間の5年において、弁及びコックの開放検査を1度行えば差し支えない旨に改めた。